

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 2 4 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 4 年 5 月 2 7 日)

○開催日時 令和 4 年 5 月 2 7 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の許可書の交付について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 | 農業委員会委員の辞任について |

○出席委員（24名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
4番	市	川	義	晴	6番	藤	田	浩	義
7番	中	洞		薫	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	12番	中	村	繁	男
13番	小	島		敏	14番	羽	石	健	一
15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	宏	幸
17番	阿	部		浩	18番	藤	井		実
19番	木	幡		誠	20番	浦	山	宏	一
21番	山	田	良	雄	22番	押	田	賢	二
23番	林		武	雄	25番	竹	花	新	吉

○欠席委員（3名）

3番	齊	藤	主	夫	5番	石	毛		剛
24番	伊	藤	一	吉					

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	棧	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	齊	藤	一真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

20番	浦	山	宏	一	21番	山	田	良	雄
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席20番 浦 山 宏 一 ⑩

議席21番 山 田 良 雄 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 3 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 24 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 24 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 3 番齊藤委員、5 番石毛委員、24 番伊藤委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。20 番浦山委員、21 番山田委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 4 条の許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第 1 号、農地法第 4 条の許可書の交付について。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第 3 条の規定により報告する。

本件につきましては、令和 4 年 2 月 28 日開催第 21 回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日につきましては、別海農業振興地域整備計画変更における計画変更完了通知のありました 4 月 28 日としております。以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長(小野会長)

日程第2 報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(山下主査)

報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年5月17日に現地調査を行いました。報告内容については、計画高3万8,088^mに対して出来高3万5,000^mであります。そのほかの事項につきましては、申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、説明いたします。現地確認の結果、きれいに整地されており行った時点では播種もされておりました。良好だということを確認してまいりました。

○議長(小野会長)

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長(小野会長)

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(山下主査)

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は7件の報告がありました。いずれも農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 議案第1号

○議長(小野会長)

日程第4 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約につい

て」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本件は5件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年7月29日から令和8年7月28日。合意解約成立の日、令和4年5月2日。土地の引渡しの時期、令和4年5月2日。解約の理由、合意解約。

次号から5号までの利用権の種類、解約の理由については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、平成30年4月1日から令和5年3月31日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡し時期、同上。

第3号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、同上。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、平成31年2月1日から令和6年1月31日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第4号、貸人、[]番地の[]、[]外[]名。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、平成29年5月2日から令和9年5月1日。合意解約成立の日、令和4年5月9日。土地の引渡しの時期、令和4年5月10日。

第5号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、平成28年6月1日から令和5年5月31日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、4号につきまして、[]委員に関する案件ですので農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは議案第1号の4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号の4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

ここで議案第1号の4号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号の4号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第5 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第5 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していま

すので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である三男に全地使用貸借するものである。借人は、父より全地使用貸借を受けるものである。貸借期間、令和4年6月28日から30年間。

第2号、申請人の住所氏名、譲渡人、[redacted]番地[redacted]、[redacted]。譲受人、[redacted]番地[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は[redacted]円で、1ヘクタール当たり約[redacted]円です。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。譲受人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由は前号と同文です。売買価格は[redacted]円で、1ヘクタール当たり約[redacted]円です。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借を受けるものである。貸借期間、許可日から5年間。賃貸価格は[redacted]円で、1ヘクタール当たり約[redacted]円です。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]、[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸借期間は前号と同文です。賃貸価格は[redacted]円で、1ヘクタール当たり約[redacted]円です。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。借人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、貸借期間は前号と同文です。賃貸価格は[redacted]円で、1ヘクタール当たり約[redacted]円です。

第7号、申請人の住所氏名、譲渡人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。譲受人、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、合計[redacted]m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地

を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 〇〇〇 円で、1 ヘクタール当たり約 〇〇 円です。

以上、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては6番藤田委員。2号及び3号につきましては13番小島委員。4号から6号につきましては25番竹花委員。7号につきましては15番加藤和広委員。

それでは1号につきまして藤田委員説明をお願いいたします。

○6番 藤田委員

はい。1号の 〇〇〇 さんですけれども、今までも設定しておりましたが、期限が満了になりましたので親子間の使用貸借を再設定するものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして2号及び3号を小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

はい、説明いたします。 〇〇〇 さんが経営する会社がこの度、 〇〇〇 さんの土地を取得する内容です。5月17日に加藤和広委員長、芳賀委員、事務局で見てまいりました。4町の中で一部住宅や建物が建っていますが、それも込みでの値段ということで特に問題ないと見てまいりました。

3号の 〇〇〇 さん所有の土地ですけれども、100町近い土地をこの度 〇〇〇 さんが経営する会社に売買するという内容です。これも特に問題ないと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして4号から6号について、竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

4号から6号までそれぞれ関連している案件です。まず4号ですけれども、元々 〇〇〇 さんが賃借していましたが、旦那さんが亡くなり、規模縮小に伴い借地を手放したいということで、 〇〇〇 さんと 〇〇〇 さんが新たに3条で賃貸借するものです。

5号は、 〇〇〇 さんと 〇〇〇 が賃貸借する一部分の畑が、 〇〇〇 さんの畑を通らないと行けないということで、 〇〇〇 さんと 〇〇〇 さんが賃貸借するものです。

6号は、 〇〇〇 さんと 〇〇〇 さんが賃貸借していた畑を新たに 〇〇〇 が3条で賃貸借するものです。

〇〇〇 の 〇〇〇 さんですけれども、今2,000頭預託していますが、将来的に5,000頭まで延ばしたいということで頑張っておりますので問題ないと思います。 〇〇〇 も牛舎を造って増頭中で頑張っておりますので問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして7号を加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。[]さんですが、前回[]さんが隣接している畑で、[]さんの飛び地になっている土地を規模拡大のため取得しているので、その関係で今回も取得することになったわけですが、仕方がないのかなと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

はい、議案第2号の委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第6 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第6 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]、面積、[]
[]㎡の内 []㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、
バンカーサイロ外、計 []㎡。転用基準、区分、農用地。許可
理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[]
[]番地の []、[] []。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、5月17日に芳賀委員、小島委員、事務局で現地を見てきました。現地は既存のバンカーサイロの前で、利便性を考えるとこの場所しかないと思っています。必要最小限の面積であると考えてきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましても、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、 — 、 ㎡の内 ㎡。契約内容、使用貸借。目的、火山灰採取。計画内容、火山灰採取量 ㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、 番地の 、 。転用者氏名、

番地、
。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

先ほど報告2号で完了届のあった畑の奥側になりまして、迂回路なども整備されており問題ないと思って見てまいりました。よろしくをお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第5号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本案は全部で13件ございます。内訳は所有権の移転が1件、利用権の設定が12件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 m²。所有権の移転をする者、
番地の、。所有権の移転内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧

地として利用。所有権の移転時期、令和4年5月30日。対価、
円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払期限、令和4年
11月30日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。
調整委員、押田委員、小島委員。

続いて、利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、番地の
、。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑とし
て利用。始期、令和4年5月30日。終期、令和5年6月22日。借賃、年
間円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座
に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、山田委員、
小島委員。

次号から第6号までの借賃の支払い方法、次号から第8号まで利用権の種
類、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権を
設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、。設定する利用権、内容、同上。始期、同上。
終期、令和6年3月27日。借賃、年間円。調整委員、林委員、藤田委
員。

第3号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、。設定する利用権、内容、同上。始期、
令和4年6月23日。終期、令和7年6月22日。借賃、年間
円。調整委員、加藤真純委員、内藤委員。

第4号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、同上。設定する利
用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期及び終期については同
上です。借賃、年間円。調整委員、同上。

第5号、利用権の設定を受ける者、番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権
の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、始期、終期については
同上です。借賃、年間円。調整委員、同上。

第6号、利用権の設定を受ける者、番地の、。利用権
を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権
の設定をする者、番地の、。設定する利用権、内容、同
上。始期、令和4年6月1日。終期、令和9年5月31日。借賃、年間
円。調整委員、竹花委員、木幡委員。

第 7 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]－[]、
計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。
設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期及び終期は同上です。借賃、
年間[]円。借賃の支払い方法、毎年 1 0 月 3 1 日までに指定口
座に振り込むものとする。調整委員、加藤和広委員、信夫委員。

第 8 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]－
[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する
利用権、内容、始期、終期については同上です。借賃、年間[]円。借賃
の支払い方法、調整委員についても同上です。

第 9 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]－[]外[]筆、
計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。
設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。内容、農業用施設用地として
利用。始期、令和 4 年 5 月 3 0 日。終期、令和 1 4 年 5 月 2 9 日。当事者間
の法律関係、使用貸借。調整委員、同上。

第 1 0 号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権を設定する土地、[]
[]－[]、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、
[]。設定する利用権、利用権の種類、内容、始期、終期、当事者間の
法律関係、調整委員については同上です。

第 1 1 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]－[]外[]筆、
計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]
[]。設定する利用権、利用権の種類、同上。内容、牧草畑及び農業用施設用
地として利用。始期、終期、当事者間の法律関係、調整委員については同上
です。

第 1 2 号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。利用権を設定する土地、[]
[]、計[]m²。利用権の設定をする者、[]
[]丁目[]番[]号、[]。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。
内容、牧草畑として利用。始期、令和 4 年 6 月 1 日。終期、令和 9 年 5 月 3
1 日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年 5 月 3 0 日
までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整
委員、中洞委員、加藤和広委員。

以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、議案第 5 号の事務局説明が終わりました。それでは調整に当たられ
た委員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の 1 号につきましては 2
2 番押田委員。利用権設定の 1 号につきましては 2 1 番山田委員。2 号につ

きましては23番林委員。3号から5号につきましては8番加藤真純委員。6号につきましては25番竹花委員。7号及び8号につきましては15番加藤和広委員。9号から11号につきましては26番信夫代理。12号につきましては7番中洞委員。

利用権の設定の1号につきましては[]委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは、利用権の設定の1号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

それでは、説明いたします。[]さんですが、昨年から農地の大部分を近隣の方数名相手に2年間の賃貸借を結んでいました。この土地は誰も借り手がいなく、昨年は[]さん本人が耕作していましたが、この度[]さんがこの土地を1年間賃貸することになりました。なお、来年度は借り手の方々数名との売買になります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第5号の利用権の設定の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の利用権の設定の1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

利用権の設定の7号につきましては[]委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは、利用権の設定の7号につきまして15番加藤和広委員お願いい

たします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。継続案件で、10年の賃貸が切れたということで前回まで 〇〇〇〇〇〇円だったものを今回から 〇〇〇〇〇〇円で5年間再設定することになったものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第5号の利用権の設定の7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の利用権の設定の7号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 〇〇番 〇〇委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは、所有権の移転の1号につきまして22番押田委員お願いいたします。

○22番 押田委員

はい、説明いたします。 〇〇〇〇〇〇さんなのですが、昨年同様、規模縮小のため農地を売ることになりました。隣接している 〇〇〇〇〇〇に買っていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、利用権の設定の2号につきまして23番林委員お願いいたします。

○23番 林委員

はい、 〇〇〇〇〇〇さんは 〇〇〇〇〇〇さんの家の周りの土地を賃借してまして、そのすぐ続きの土地を追加で賃借するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号から5号につきまして8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい。利用権の設定をする者が同じ人ですので、3件まとめて説明させていただきます。 〇〇〇〇〇〇〇〇と 〇〇〇〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇〇〇〇さん

の3者が今まで賃借をしておりましたが、期限到来による3年間の再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、6号につきまして25番竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

はい、説明いたします。旦那さんが亡くなった[]さんが、[]さんと賃貸借していた畑ですが、規模縮小ということで調整をした結果、隣接している[]さんと賃貸借することになったものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、8号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。この畑は前回まで[]さんが借りていたのですが、今回から[]が借りることになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、9号から11号を26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

それでは説明いたします。9号、10号、11号それぞれTMRセンターとして活動しているところですが、構成員との間で施設用地、あるいは畑の部分を使用貸借しているものの期限到来による再設定です。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、12号を7番中洞委員お願いいたします。

○7番 中洞委員

はい、説明いたします。期限到来による同じ条件での再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは、議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

15番、加藤和広委員。

○15番 加藤和広委員

9号、10号、それに11号も似た感じなのですが、農業用施設用地というのは農地としてカウントするのですか。11号は牧草畑及び農業用施設用地としてとなっていますが、どういう違いなのかお伺いしたいです。

○事務局（山下主査）

説明させていただきます。加藤和広委員のおっしゃるとおり9号と10号は、構成員の方が所有している土地を施設用地ということで、ここは実際に牛舎が建っている場所です。草地では無いのですが、農業に供している土地ということで利用集積計画に入れております。11号に関しましては、畑の部分についてはそのまま牧草畑として使用しており、他の部分の施設用

地につきましては農業用施設が実際に建っておりますので利用集積計画に同じく入れているという形になっております。

○15番 加藤和広委員

分かりました。

○議長（小野会長）

そのほか、何かご質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第6号 現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は6件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]ー[]、面積[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第2号、所在、[]ー[]、面積[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第3号、所在、[]ー[]、面積[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第4号、所在、[]ー[]、面積[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第5号、所在、[]ー[]、面積[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第5号、所在、[]ー[]、面積[]㎡。利用状況、宅地。所有者、[]番地の[]、[]。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては15番加藤和広

委員、2号から4号につきましては13番小島委員、5号につきましては11番芳賀委員、6号につきましては15番加藤和広委員。

1号につきましては[]委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([] 番 [] 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは、1号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、5月17日に芳賀委員、小島委員、事務局で現地を見てまいりました。既存のバンカーサイロの横で、問題ないと見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第6号の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号の1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([] 番 [] 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは、2号から4号につきまして13番小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

はい、説明いたします。2号の[]さんですけれども、牛舎と住宅の間の約8反分のところに、ロールが積んであったり、機械を置いたりしておりまして、将来的にはスラリートankを作りたいとの考えがあり、特に問題ないと見てまいりました。

3号の[]さんですが、近くに[]の資材置場がありまして、入り口には住宅が一戸建っておりその北側になります。特に雑種地ということの問題ないと見てまいりました。

4号の[]さんの土地ですが、牛舎から入り北側の方に向かった土地なのですけれども、今年あたりに施設を作る予定でロール置き場であるというこ

とで、特に問題ないと見てまいりました、以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、5号を11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、これは施設地に隣接する一角なのですが、住宅が建っており既にロール置き場などに使われた経緯があり、雑種地として見てまいりました。育成舎を建てる予定がありますので、地目変更を利用したいそうです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、6号を15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、 さんですが以前、牛舎建設のため地目変更をした際に道路と牛舎の間が外れていましたので、今回宅地として利用したいとのことで申請があったものです。問題ないと見てきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号の1号を除きまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号の1号を除きまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第7号

○議長（小野会長）

日程第10 議案第7号「別海町農業委員会委員の辞任について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（内山事務局長）

議案第7号、別海町農業委員会委員の辞任について。

5月26日付で別海町長より、別海町農業委員会委員の辞任について諮問がされております。本件は、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、委員の辞任については農業委員会の同意を得て辞任することがで

きると規定されております。本諮問の内容につきましては、別海町農業委員会委員、齊藤主夫委員より一身上の都合のため令和4年5月31日をもって辞任の願いが別海町長に届出がありました。辞任の理由はやむを得ないものであり正当な理由と判断できることから、これを受理するにあたり別海町長から農業委員会の同意を求められたものであります。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。それでは、議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第7号を原案のとおり決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。

これをもちまして、第24回総会を閉会します。